

元長第 247 号
令和元年 6 月 3 日

各有料老人ホーム設置者 様

愛媛県保健福祉部生きがい推進局長寿介護課長
(公印省略)

有料老人ホームにおける安否確認又は状況把握の実施について (通知)

本年 5 月に、兵庫県明石市の有料老人ホームにおいて、入居者に安否確認又は状況把握 (以下「安否確認等」という。)が行われず、当該ホーム内において入居者の死亡が長期にわたって確認されない状態が継続された事案が発生しました。

このことを受け、別添のとおり令和元年 5 月 31 日付老高発 0531 第 3 号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知が発出されたことを踏まえ、入居者の安全・安心の確保を図るため、下記により安否確認等の実施をお願いします。

記

有料老人ホームにおいて、入居者の心身の健康を保持し、その生活の安定を図る観点から、安否確認等の実施が必要であるため、入居者が居住部分への訪問による安否確認等を希望しない場合であっても、電話、居住部分内での入居者の動体を把握できる装置による確認、食事サービスの提供時における確認等のその他の適切な方法により、毎日 1 回以上、安否確認等の実施をお願いします。

【担当】

愛媛県保健福祉部生きがい推進局
長寿介護課介護事業者係
TEL:089-912-2432

令和元年5月31日
老高発0531第3号

各

都道府県
指定都市
中核市

 福祉担当部長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長
(公 印 省 略)

有料老人ホームにおける安否確認又は状況把握の実施に対する
指導等の徹底について

本年5月に、兵庫県明石市の有料老人ホームにおいて、入居者に安否確認又は状況把握（以下、「安否確認等」という。）が行われず、当該ホーム内において入居者の死亡が長期に渡って確認されない状態が継続された事案が発生した。高齢者が安心して住める住まいとして、有料老人ホームにおいて、入居者の心身の健康を保持し、その生活の安定を図る観点から、入居者への安否確認等は当然行われるべきものであり、このような事案が発生したことは誠に遺憾である。

今後、このような事案が発生することを防止するため、下記により、安否確認等に係る指導等の徹底を図られたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的な助言である。

記

有料老人ホームにおいて、入居者の心身の健康を保持し、その生活の安定を図る観点から、安否確認等を実施することが必要である。

従って、入居者が居住部分への訪問による安否確認等を希望しない場合であっても、電話、居住部分内での入居者の動体を把握できる装置による確認、食事サービスの提供時における確認等のその他の適切な方法により、毎日1回以上、安否確認等を実施することが必要であり、この旨を有料老人ホームの設置者に周知されたい。

以上